



こどもにも大切な役割があります

子どもの権利は、生まれたときから持っているものですが、権利とわがままはちが違います。例えば、遊ぶ権利があるからと言って、みんなが掃除をしているときに遊ぶことは、わがままであり、正しい権利の使い方ではありません。また、権利をもっているのは自分だけではなく、ほかの人も持っていることを覚えておいてください。お互いの権利を守るよう行動することが大切です。

- 自分の権利が大切にされるのと同じように、ほかの人の権利を大切にしよう。
- 家族や社会の一員としての役割を果たすようにしよう。

まとめ

このパンフレットで以下の内容について理解できましたか？
理解できた内容には○を付けてみましょう

子どもが持っている権利

子どもの役割

権利が守られていないと感じた時に、
とるべき行動

1~4年生版



こどもたちの現在と未来を守る

宗像市 子ども基本条例

平成24年4月1日施行

宗像市には、「宗像市子ども基本条例」という決まりがあります。これは、宗像市に住む子どもの成長のため、子どもにとって最も良いことは何かを考え、住みよいまちにするためにできた決まりです。

11月20日は、宗像市子どもの権利の日です

宗像市子ども基本条例では、子どもの権利の中でも、
次の4つを大切な権利としています。

①安心して生きる権利

②自分らしく生きる権利

③豊かに育つ権利

④意見を伝える権利

内容

- いのちが守られ、大切にされること
- 温かい家庭の中で、家族といっしょに生活できること
- 仲間はずれにされたり、暴力を受けたりしないこと



②自分らしく生きる権利

内容

- 自分らしさが大切にされる。
- 自分で考えたり、決めたり、行動できる。
- 子どもであることにより、大人から無視されたり、差別されたりしない。



内容

- 学ぶこと、遊ぶことができる。
- 生活のリズムが守られ、規則正しい生活ができる。
- 良いことや悪いこと、社会のルールについてきちんと教えてもらうことができる。



④意見を伝える権利

内容

- 自分の気持ちや考えを伝えることができる。
- 自分の気持ちを発表し、大切にされる。
- 自分に関係のあることを決めるときに参加できる。



権利が守られていないと感じたら…

まずは、友だち、保護者、学校の先生、むなかた子どもの権利相談室ハッピークローバーに相談してみよう。



ハッピークローバーはどんなところ？

ハッピークローバーには困っている子どもの話をじっくり聞いて解決方法と一緒に考えててくれる人がいます。学校のこと、家族のこと、嫌なことや困ったこと、なんでも相談できます。

ハッピークローバー

tel.0120-968-487

クローバー よつばかな
月曜～金曜
朝10時～夕方6時30分
電話は
無料だよ